

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成 20 年 10 月 6 日

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき「浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画」(※1)を修正し、本日、同計画を国に届け出ました。

<主な修正の要旨>

(1)原子力災害対策特別措置法施行規則改正に伴う変更

原子力防災資機材の放射線線量計について、原子力災害対策特別措置法施行規則で新たな種類が追加されたことから、浜岡原子力発電所で常備している原子力防災資機材を見直しました。

(2)防災基本計画(※2)修正に伴う変更

防災基本計画に新潟県中越沖地震での教訓を踏まえた、原子力災害対策強化として火災発生時の消防機関への通報および自発的な初期消火活動について追加されました。

浜岡原子力発電所では、上記事項についてこれまでも実施しておりますが、今回、原子力事業者防災業務計画にその旨を追加しました。

※1 原子力事業者防災業務計画は、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。

本計画は、原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、作成しているものであり、毎年検討を加え、静岡県および御前崎市との協議を行い、必要に応じ修正をすることが義務づけられています。

※2 防災基本計画とは、災害対策基本法第34条第1項の規定に基づき、政府が作成する防災対策に関する計画です。

以 上